

岸和田市下水道管路管理システム構築業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

令和8年7月
岸和田市

1. 業務目的・趣旨

(1) 業務委託の目的

本業務は、法定下水道施設に加え、準用河川・法定外水路等の情報を一元管理できるシステムを構築することを目的とする。施設の構造的情報・排水設備情報の他、ストックマネジメント計画に基づく施設管理、維持管理情報の蓄積・利活用、災害対策といった多岐にわたる情報の管理を図る。

システムそのものの利便性の向上に留まらない、施設管理、計画策定、日常業務及び非常時対応の高度化・高効率化に寄与するシステムによる、新しい施設管理の提案を募集します。

(2) 業務委託名称

岸和田市下水道管路管理システム構築業務委託（以下「本業務委託」という。）

(3) 業務内容・対象施設

別紙要求水準書のとおり。

(4) 評価方法

①企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、1.(4)②評価基準の項に記載の基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

②評価基準

ア. 企画提案評価の点数割合は次のとおり。

配点項目		審査内容	配点
①実施体制・業務実施方針	提案者、管理技術者、照査技術者の業務実績、能力の評価	管理技術者・担当技術者の業務実績	10
	業務目的・課題の理解度	実施手順・工程の適正度、成果品のとりまとめ	
②基本機能	日常使用	操作の簡易さ、明瞭さ	30
	日常維持管理情報の登録	操作の簡易さ、明瞭さ	
	点検・調査情報の登録	操作の簡易さ、明瞭さ	
	納品機器仕様	必要十分な仕様か	5
③提案内容	H P 公開	HP公開システムの操作の簡易さ、市民の使いやすさ	30
	外部端末との連携 (外部端末からの情報入力等)	提案の具体性・適正性 ウォーターPPP導入後の運用検討等	
	台帳の精度向上	台帳修正作業の充実度	
	その他独自提案	大規模災害時対応等	
④保守	保守体制・内容・制度変更への対応	保守体制・内容	5
⑤見積価格	見積金額の妥当性	評価点＝配点×（最低見積額／提案者の参考見積額）	20
計			100

イ. 同点の場合の処理

評価結果の最も高い者が複数となった場合は、(4) ②評価基準の評価項目の内、重視する順 (③→②→④→⑤→①の順) の評価により受託候補者を特定する。

(5) 履行期限

契約締結日から令和 9 年 9 月 30 日(水)までを最終期限とするが、履行期間を短縮できる場合は、最終期限を前倒しすることは差し支えない。なお、不測の事態など相当な事由による期限の延長は市との協議によるが、受託者の責めによる履行期限の延長に係る交渉には応じない。

(6) 提案上限価格

価格評価は、システム構築費用及び5年間(令和 9 年 10 月 1 日～令和 14 年 9 月 30 日)の保守費用を合わせた総額での評価とする。提案はシステム構築費用と保守費用をそれぞれ記載すること。なお、システム構築費用に係る提案上限価格は、51,161,000 円(税込)とする。

※提案上限価格を超える価格の提案を行った場合は失格となる。

※受託後の本市からの依頼による別途業務の増加については、金額を市が積算し、双方合意の上、変更契約を締結とする。市は令和 8 年 4 月時点の単価、積算基準書等をもって当該費用を積算する。

※システム構築費用の支払は本業務委託終了後とする。

※保守作業全般は、当該委託契約の範囲外である。令和 9 年 10 月 1 日の保守開始までに、本市と受託者の協議のうえ保守契約を締結する。

2. 参加要件

(1) 参加資格

①過去 5 年間(令和 3 年度～令和 7 年度)で国、地方公共団体又は日本下水道事業団発注の同等の規模(人口 10 万人以上)・技術による下水道管路台帳システム構築あるいは下水道管路施設管理システム(GIS 上で下水道管路施設を対象に、その状態を点検・調査等によってリスク設定(優先度の設定)を行い、客観的に把握、評価を行えるストックマネジメントシステム)構築に関する業務について、自社で受注し完了した実績、あるいは自社で受注し構築が完了したシステムの運用中である者であること。

②「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を有すること

③本市の入札参加資格登録業者として、建設コンサルタント登録(下水道部門)の登録をしていること。

④その他の参加資格要件

- ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ・破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ・民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定

（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- ・岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ・参加受付期限の日から契約締結までの期間に、岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- ・市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ・市の組織に属する者でないこと。

（２）参加資格の確認基準日

参加者の参加資格の確認基準日は、参加受付提出期限日（令和 8 年 8 月 28 日（金））とする。また、確認基準日以降、審査結果の通知日までの間に参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

３．本プロポーザルの手続き等

（１）事業者選定スケジュール

①内容・日程

	日程・期間（予定）	備考
公表	令和 8 年 7 月 27 日（月）	市ホームページにて公表
質疑受付期間	令和 8 年 7 月 27 日（月）～ 7 月 31 日（金）午後 5 時まで	メールにて受付
質疑回答	令和 8 年 8 月 6 日（木）	市ホームページにて公表
参加受付期間	令和 8 年 8 月 19 日（水）～ 8 月 28 日（金）午後 5 時まで	持参
操作体験説明 操作体験期間	説明日：令和 8 年 9 月 14 日（月） 体験期間：説明日～9 月 16 日（水）	
プレゼンテーション	令和 8 年 9 月 17 日（木）	参加者多数の場合は追加日程となる可能性があります。
審査		非公開
受託候補者への通知	令和 8 年 9 月 25 日（金）（予定）	郵送
契約締結	令和 8 年 9 月下旬頃	
審査結果の通知及び公表	令和 8 年 10 月 5 日（月）（予定）	市ホームページにて公表。契約締結事務の進捗により変更となる場合がある。公表日が変更となった場合、変更に関する通知はしない。

（２）質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和 8 年 7 月 27 日（月）～7 月 31 日（金）午後 5 時まで（必着）

※締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書（様式 5）に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、受信確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和8年8月6日（木）午後5時までに市ホームページで公表する。質問者の特殊な技術またはノウハウ等、質問者の権利または競争上の地位、その他正当な利益を害するものは公表せず、直接質問者へ電子メールで回答する。また、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

（３）参加受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領等をよく理解したうえで、以下のとおり必要書類（以下「提出書類」という。）を提出し、事務局による参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①受付期間

令和8年8月19日（水）～8月28日（金）午後5時まで（必着）

※締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類及び注意点

提出図書一覧表のとおり。

③提出場所

事務局（岸和田市下水道河川部下水道河川総務課 市役所別館3階）

④提出方法

参加者による持参（郵送・FAX・電子メールは不可）とする。

⑤辞退

書類提出後に参加を辞退する場合は、令和8年9月11日（金）午後5時まで（必着）に、参加辞退届出書（様式6）を事務局に提出すること。

（４）操作体験期間

提案するシステムについて、令和8年9月14日（月）～9月16日（水）に、操作体験に必要な機器一式（デモデータをセットアップしたスタンドアロンのデモ機、WEB連携の体験等を想定。）を貸出（デモ機の貸出ではなく、WEB上での体験についても可とする。）すること。なお、操作体験に必要な機器等の準備は、全て提案者の負担とする。体験に先立ち、簡易な操作説明等を実施すること。詳細については参加者に別途通知する。

（５）プレゼンテーション

提案内容についてプレゼンテーション及び質疑応答の場を開催する。参加者3名以内とし、本業務委託を受託した場合に担当する管理技術者を含むこと。提案資料に基づく説明資料を作成の上、参加すること。なお、プレゼンテーション時は参加者の特定の恐れのある一切の情報は、資料・口頭ともに除外すること。プレゼンテーション当日のPC・プロジェクター等については参加者にて用意すること。詳細については参加者に別途通知する。

（６）審査

審査は、選定委員会による評価基準に基づいた審査（非公開）を行い、受託候補者を選定する。なお、参加者が1者の場合においても実施することとする。また、参加者全てを失格とする場合もある。

（７）審査結果の通知及び公表

審査結果については本業務委託の受託契約締結後、参加者に結果を書面にて通知する。また市ホームページにて公表する。

(8) プロポーザル参加に係る留意事項等

①業務委託の追加

作業の進行にともない、本要領及び要求水準書に記載の無い業務が追加となった場合、協議の上で変更契約を締結する。変更契約における金額の算出は本要領 1 (6) 提案上限価格の項の記載に基づいて市が算出する。

②現地説明会

現地説明会は行わない。

③本要領等の変更

市は本要領に記載の内容等について、変更を行う場合がある。変更を行う場合は、その旨を市ホームページへ掲載するとともに、参加者が特定されている場合においては全参加者に通知するものとする。

④実施要領等の承諾

参加表明を行った事業者は実施要領等について承諾したものとする。

⑤費用負担

審査に係る費用については、提出者の負担となります。また、市は緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

⑥提出書類の取扱い

- ア. 提出されたすべての書類は、返却しない。
- イ. 提出書類の著作権は、作成した者に帰属するものとし、受託候補者の特定以外に無断で使用しない。
- ウ. 提出書類については提出期限を過ぎてからの差し替え及び追加・削除は認めない。
- エ. 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- オ. 提案の提出は 1 者につき 1 案とする。

⑦失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。契約後に発覚した場合は、契約の解除及び損害賠償請求等を行う場合がある。

- ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ. 実施要領等に示した提出書類の作成及び提出に関する記載に違反した場合
- ウ. 提案価格の金額が 1 (6) の提案上限価格を超過した場合
- エ. 評価の公平性の確保に影響を及ぼす行為があった場合
- オ. 本プロポーザルにおける選定委員会の委員に対して、本要領公開日から契約締結日までの間に、直接、間接を問わず故意に接触（挨拶目的の来庁、名刺のお渡し等を含む。）を求めた場合
- カ. その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑧公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は下記のとおりとする。

- ・ 契約の相手方
- ・ 各参加者の審査点数（参加者の名称は非公表）
- ・ 契約期間
- ・ 契約金額

4. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市と受託候補者は契約書（案）の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和8年9月下旬頃を目途に契約を締結する。

(2) 市が契約を締結しない場合の要件

受託候補者が次のいずれかに該当する場合は、市は契約を締結しないものとする。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

①信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不適当であると認められる場合

②契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(3) 次点者との協議

市は、受託候補者との契約内容に関する協議が不調となった場合又は契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結できるものとする。

(4) 契約金額

受託候補者に選定された者と市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、業務の契約を締結する。なお、契約金額については受託候補者の提案価格（税込）以下の金額により契約する。

(5) 契約保証金の納付等

契約保証金の納付等については、契約書（案）による。

(6) 支払条件

業務委託費の支払いは、契約書（案）による。

(7) その他

- ・完了について、岸和田市による完了検査にて、適正な完了が認められた後、完了とする。
- ・本市が必要と認めた場合は、個別にヒアリングを実施する場合がある。ヒアリングの日時、内容は非公開とする。また、ヒアリングの有無について、参加者への連絡は行わないものとする。

(8) 発注者及び事務局（問い合わせ先）

①発注者

岸和田市

②事務局

岸和田市下水道河川部下水道河川総務課

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL: (直通) 072-423-9591

FAX: 072-423-3555

E-mail: gsoumu@city.kishiwada.lg.jp